

島 免 乙 第 2 0 6 3 号
島 交 指 乙 第 7 2 7 号
令 和 元 年 1 2 月 2 5 日

関 係 所 属 長 殿

保存期間	5 年
------	-----

島 根 県 警 察 本 部 長

ドイツ自動車連盟によるドイツ連邦共和国の運転免許証の日本語による翻訳文作成に係る留意事項について（通達）

みだしの件については、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第39条の5第1項第2号に規定するドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」という。）の運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する者として、ドイツ自動車連盟を国家公安委員会が相当と認めたことに伴い、ドイツ自動車連盟においてドイツ運転免許証の日本語による翻訳文の作成が令和2年1月1日から開始されることから、その対応に誤りのないようにされたい。

記

1 日本語による翻訳文を作成する者

(1) ドイツ自動車連盟による翻訳文の作成

ドイツの運転免許証に添付する日本語による翻訳文を作成する者については、令第39条の5第1項第2号に規定する日本語による翻訳文を作成する能力を有する者としてドイツ連邦交通デジタルインフラ省からドイツ自動車連盟が通知され、国家公安委員会が相当と認めたことにより、同連盟も日本語による翻訳文を作成する者となった。

(2) ドイツ自動車連盟作成に係る日本語による翻訳文の様式

別添のとおり

2 留意事項

(1) 警察職員に対する教養の徹底

ドイツの運転免許証にドイツ自動車連盟作成の日本語による翻訳文を添付しての運転が可能となることについて、交通指導取締りや交通事故捜査に従事する警察官への教養を徹底すること。

(2) 我が国で自動車等を運転しようとする者の利便を考慮した広報の推進

県警ホームページ等において、ドイツの運転免許証にドイツ自動車連盟作成の日本語による翻訳文を添付しての運転が可能である旨を追記するなど、我が国を訪れて自動車等を運転しようとする者の利便を考慮した広報を推進すること。

(3) レンタカー事業者に対する対応

レンタカー事業者より、ドイツの運転免許証にドイツ自動車連盟作成の日本語による翻訳文を添付しての運転の可否について問い合わせがあった場合は、可能である旨回答すること。質疑については、交通部運転免許課試験係を教示すること。

なお、レンタカー事業者に対しては、警察庁から通知済である。

別添 [略]